

# 令和 2 年度 法人事業報告書

社会福祉法人 米沢仏教興道会

## 1. 事業全般について

仏教の精神に基づき、先人が歩んできた米沢佛教興道会の歴史をふまえ、現代の社会の福祉ニーズを捕らえ、地域の人々から信頼と共感を得られるよう積極的に社会福祉事業の推進を図り、地域福祉の充実に寄与すべく努めた。

## 2. 新型コロナウイルス感染防止について

新型コロナウイルス感染収束の兆しが見えない中で、福祉事業を営む法人として「新型コロナウイルス等発生時における業務継続計画」を作成し業務が滞ることのないように努めた。また法人内各種会議においては、web会議システムを導入したり、書面決済や会議自体を短時間で終了する工夫を行う等、感染防止対策の徹底に努めた。また各施設においては行事の縮小・延期・中止や、職員出勤時の検温・こまめな手指消毒・マスクの着用、老人ホームにおいては、利用者への面会調整（家族・業者の入館制限）や感染症業務対応に従事した職員には手当を支給する等、感染防止の徹底に努めた。

## 3. 興道こども園どんぐりの運営について

移転増改築した興道こども園どんぐり（旧興道西部保育園）について、法人では初めての事業となる認定こども園として、その運営について遺漏なきよう努めた。また、売却予定の旧興道西部保育園の土地については売却先が決まらず、継続することとなった。

## 4. 法人役員を選任について

法人の評議員選任・解任委員会運営細則により、任期満了による評議員選任・解任委員の選任を行った。また、一名の評議員より辞任届が提出されたことを受け、評議員選任・解任委員会を開催し、新たに一名の評議員の選任を行った。

## 5. 諸規程の改定について

労働施策総合推進法等の改正により、パワーハラスメント対策が事業主の義務化となったことに伴い服務規律を改定。「ハラスメントに関する基本方針」を整備して職員に通知し、パワーハラスメントと合わせてセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策の強化に努めた。また、育児・介護休業法施行規則等の改正により、看護・介護休暇の取得について、半日単位ではなく時間単位で取得できるように改定した。その他、諸規程について随時見直しを行った。

## 6. 職員の雇用確保並びに働きやすい職場環境作りについて

慢性的に介護職員が不足している中、職員募集の仕方について「職員推薦紹介制度規則」を制定し、また人材派遣会社の利用やインターンシップの受入・高等学校訪問等を行い積極的に人材確保に努めた。また管理職の人事異動について、これまでは年度末であったが年度後半の秋に行い、次年度の施設事業運営がスムーズに行えるよう実施した。

## 7. 会計監査人設置の検討について

社会福祉法の改正にて、一定事業規模を超える法人は段階的に会計監査人による監査が義務づけられることとなった。当法人は収益10億円を超える法人として、令和3年度に義務化予定であったが、行政とのやりとりからまだ設置義務には至っていない（設置予定年度も未定）との状況により、準備・検討は行わなかった。

## 8. 苦情解決結果の公表について

本会苦情解決規程第9条に基づく結果の公表については、苦情受付件数が老人福祉事業において1件、保育事業で1件の2件であった。それらは全て苦情解決責任者（施設長）での解決となり、法人（第三者委員等）に関わる苦情はなかった。

## 9. 各施設、各事業の事業報告は別紙の通り。